

# 美 郷 町 長 選 挙 候 補 者 の し お り

令和8年10月20日（火） 告示

令和8年10月25日（日） 投票

美郷町選挙管理委員会

## 目 次

|     |             |      |
|-----|-------------|------|
| 第 1 | 選挙の日程       | 2    |
| 第 2 | 立候補の届出等について | 3～5  |
| 第 3 | 選挙運動        | 5～16 |
| 第 4 | 当選人の確定      | 16   |
| 第 5 | 当選証書付与      | 16   |
| 第 6 | 供託物について     | 17   |

# 第 1 選挙の日程

## 執行計画

| 月 日                          | 事 項                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9 月 29 日 (火)                 | 立候補予定者説明会<br>時間:午後 1 時 30 分から 会場:みさと館多目的室(3F)                                                                                                                                                                                            |
| 10 月 8 日 (木)<br>10 月 9 日 (金) | 立候補届出書類事前審査<br>【8 日】時間:午前 9 時から午後 3 時まで 会場:みさと館多目的室(3F)<br>【9 日】時間:午前 9 時から午後 5 時まで 会場:みさと館多目的室(3F)                                                                                                                                      |
| 10 月 19 日 (月)                | 選挙人名簿登録基準日<br>選挙人名簿登録                                                                                                                                                                                                                    |
| 10 月 20 日 (火)                | 選挙期日の告示日<br>立候補届出の受付<br>時間:午前 8 時 30 分から午後 5 時まで 会場:みさと館多目的室(3F)<br>届出後選挙運動開始<br>ポスター掲示場へのポスター貼付開始<br>選挙事務所設置<br>選挙公報掲載申請締切 時間:午後 5 時まで(※事前提出)<br>候補者氏名等掲載順序のくじ 時間:午後 5 時 30 分から<br>選挙公報掲載順序のくじ 時間:午後 5 時 30 分から<br>公営施設使用個人演説会開催申出の受付開始 |
| 10 月 21 日 (水)                | 期日前投票・不在者投票開始(～10 月 24 日(土)まで)                                                                                                                                                                                                           |
| 10 月 22 日 (木)                | 公営施設使用個人演説会開始<br>公営施設使用個人演説会開催申出期限                                                                                                                                                                                                       |
| 10 月 24 日 (土)                | 期日前投票・不在者投票最終日<br>選挙運動最終日<br>選挙事務所の移動 (最寄りの投票所入口から直線距離で 300 ㍓以内にある選挙事務所)                                                                                                                                                                 |
| 10 月 25 日 (日)                | 投票 : 午前 7 時から午後 6 時まで<br>開票 : 午後 8 時から(みさと館 町民ホール)<br>当選人の告示                                                                                                                                                                             |
| 10 月 26 日 (月)                | 当選証書付与(交付式)<br>時間:午前 10 時から 会場:みさと館 多目的室(3F)                                                                                                                                                                                             |
| 11 月 9 日 (月)                 | 選挙運動に関する収入、支出の報告期限 (出納責任者が報告)                                                                                                                                                                                                            |

## 第2 立候補の届出

### 1. 被選挙権

美郷町長選挙に立候補するには、以下の要件を満たしていなければいけません。

ア. 日本国民で、満25歳以上であること

### 2. 選挙候補者となる為の禁止及び制限事項

以下の事項に該当する者は、原則として立候補できませんので注意ください。

#### (1) 重複立候補の禁止

ひとつの選挙において一度立候補届を受理された者は、その選挙期日が過ぎるまでは、他の選挙に立候補することはできません。

#### (2) 被選挙権のない者の立候補の禁止

被選挙権者とは、次の事項に該当しない者でなければなりません。

ア. 拘禁刑に処せられ、その執行が終わるまでの者、又は受けなくなるまでの者（一般犯罪の刑の執行猶予中の者は除く。）

イ. 法律で定める選挙、投票、国民審査に係る犯罪により、拘禁刑に処せられ、その刑の執行猶予中の者

ウ. 選挙犯罪により選挙権及び被選挙権を停止されている者

エ. 日本国籍でない者

オ. 満年齢（選挙期日現在）が当該選挙の被選挙権者たる資格を有しない者

#### (3) 選挙事務関係者の立候補の制限

投票管理者、開票管理者、選挙長は在職中その関係区域内では、当該選挙の候補者となることはできません。

#### (4) 公務員の立候補の制限

国又は地方公共団体の公務員は、原則として在職のまま立候補することはできません。

### 3. 立候補の届出について

#### (1) 届出の期日等について

ア. 届出の期日：令和8年10月20日（火）

イ. 時間：午前8時30分から午後5時00分まで

ウ. 受付場所：みさと館3階 多目的室

## （２）届出の方法

立候補の届出は、選挙告示日の１日間で、郵便によることなく文書で美郷町長選挙選挙長へ届出なければなりません。

届出の方法は、本人届出と推薦届出の２種類あります。

### ＜届出の方法＞

#### ア．本人届出

候補者になろうとする本人が選挙長に届け出ます。なお、代理人による届出も可能です。

#### イ．推薦届出

選挙人名簿に登録されている人が、候補者となる本人の承諾を得て「この人を候補者にしたい」と選挙長に届け出ます。

## （３）立候補届出受付順序について

### ①午前８時３０分以前に受付場所に到着した方

「受付順序を決めるくじを引く順序を決めるくじ」を引き、その順序に従って受付順序のくじを引き、番号の早い順から受付をします。

### ②午前８時３０分以後に到着した方

①の受付の後、到着時刻が早い方から順次受付をします。

## （４）届出に必要な書類

届出に必要な書類は、届出の方法により異なります。資料１「届出の方法および届出書等の記載について」を確認のうえ、提出してください。

## （５）立候補の辞退

立候補を辞退する方は、選挙長に告示日（１０月２０日（火）午前８時３０分から午後５時まで）に、辞退の届出をしなければなりません。なお、それ以後は立候補の辞退をすることはできません。

## （６）届出書の事前審査について（事前予約制）

立候補の届出・受付の事務を円滑かつ迅速に処理するため、届出書の事前審査を行います。下記の期間内に必ず審査を受けてください。

### ①実施日時

- ・ １０月８日（木）午前９時から午後３時まで
- ・ １０月９日（金）午前９時から午後５時まで

### ②会場

両日ともに みさと館３階 多目的室

#### (7) 公営物資の交付について

立候補の届出が受理されると、以下の公営物資を交付しますので、受取人の押印（認印可）または自署をお願いします。

交付物件一覧

| 種 別           | 数量  |
|---------------|-----|
| 街頭演説用標旗       | 1   |
| 運動員用腕章        | 11  |
| 乗車用腕章         | 4   |
| 自動車の表示板       | 1   |
| 拡声機の表示板       | 1   |
| 新聞広告掲載証明書     | 2   |
| 候補者用通常葉書使用証明書 | 1   |
| 選挙運動用通常葉書差出票  | 8   |
| 胸章（バラ章）       | 1   |
| ポスター掲示場一覧表、図面 | 各1式 |

#### 4. 選挙公報

掲載文の申請書は、令和8年10月20日（火）午後5時までに美郷町選挙管理委員会事務局に持参してください。この日時を過ぎた場合は、申請があっても受理できません。また、審査の結果、訂正していただくこともありますので、できるだけ早めに申請してください。

申請の方法など、詳しくは、資料1「届出の方法および届出書等の記載について」をご覧ください。

また、届出書の事前審査の際に申請内容を確認させていただきますので、選挙公報掲載に必要な届出書等を一緒に提出し、審査を受けてください。

#### 5 選挙公報及び記載台に掲示される候補者の掲載順序

- (1) 選挙公報および記載台に掲示される候補者を掲載する順序は、10月20日（火）午後5時30分からみさと館において「くじ」により決定します。

- (2) 候補者又はその代理人は、「くじ」に立ち会うことができます。

## 第3 選挙運動

### 1. 運動期間

(1) 選挙運動ができるのは、原則として、立候補の受付が済んだ時から投票日の前日までです。告示の日であっても、立候補届が選挙長に受理されるまでは選挙運動はできません。また、例外として選挙当日でも(2)に述べる選挙運動はできます。

#### (2) 投票日当日でもできる選挙運動

ア、投票所を設けた場所の入口から300m以外の区域に選挙事務所を設置すること。

イ、アの選挙事務所を表示するために、その場所でポスター、立札及び看板類を通じて3以内並びにちょうちんの類1を掲示すること。

ウ、町選挙管理委員会が掲示した選挙運動用ポスターをそのまま掲示しておくこと。

### 2. 選挙運動をしてはならない人

#### (1) 選挙事務関係者

投票管理者、開票管理者及び選挙長は、選挙運動が禁止されます。投票立会人、開票立会人及び選挙立会人には、この制限はありません。

#### (2) 特定公務員

選挙管理委員会の委員及び職員、警察官、徴税吏員などは選挙運動が禁止されます。

#### (3) 公務員

一般職の国家公務員、一般職の地方公務員などは、国家公務員法、地方公務員法等により政治的行為(選挙運動を含む。)が禁止されています。

#### (4) 地位利用による選挙運動の禁止

国もしくは地方公共団体のすべての公務員等は、その地位を利用して選挙運動をすることは禁じられています。

#### (5) 教育者

学校教育法に規定する学校の長及び教員は、選挙運動が禁止され、更に教

育者の地位を利用する選挙運動も禁止されています。

#### (6) 未成年者

未成年者は、一切選挙運動をすることができません。また、未成年者を使用して選挙運動をすることもできません。しかし、湯茶の接待や葉書の宛名書きのような単なる選挙運動のための労務に使用することは差し支えありません。

### 3. 選挙事務所

#### (1) 設置の届出・移動の報告

候補者、推薦届出者は、選挙事務所を1箇所限り設置することができます。届出書を立候補届出の際に同時に提出してください。また、選挙事務所を移動した場合も届出が必要です。

なお、選挙事務所は1日に1回しか移動できません。

届出について詳しくは、資料1「届出の方法および届出書等の記載について」をご覧ください。

#### (2) 制限

選挙事務所は、選挙の当日も設置することができますが、選挙当日は投票所を設けた場所の入り口から300メートル以外の区域に限られますので注意してください。

#### (3) 選挙事務所の掲示

選挙事務所の掲示のために、ポスター、立札、ちょうちん及び看板を掲示することができます。ただし、ポスター、立札、看板は合計3以内。ちょうちんは1個に限られます。両面使用した場合は2と数えます。

看板の規格は、縦350センチメートル、横100センチメートルを超えてはいけません。縦を横にすることも自由です。なお、三角柱など立体的なものやネオンサインのようなものは使用できません。

### 4. 選挙運動用自動車及び拡声機

#### (1) 使用できる自動車の種類

選挙運動のために使用できる自動車は次に掲げるもので、通じて1台に限り使用できます。

乗車定員10人以下で車両総重量3.5トン未満とすること。

ア、乗車定員4人以上10人以下の小型自動車

イ、四輪駆動式の自動車で車両重量２トン以下のもの

ただし、上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放(開閉)されているものを除く。

ウ、乗車定員１０人以下の乗用自動車でア及びイに該当しないもの

自動車車検証等の「用途」欄に乗用の旨が記載されている自動車

エ、小型貨物自動車、軽貨物自動車

## (２) 表示板

選挙運動のために使用する自動車には、使用中、常に選挙管理委員会が交付する表示板を掲示しなければいけません。

交付する表示板に候補者の氏名を記載するときは、使用中に消えたり汚れたりすることのないよう黒色のペンキ又は油性マジック等を使用して下さい。

## (３) 拡声機

選挙運動のために使用できる拡声機は一揃に限られます。選挙管理委員会が交付する表示板を一定の場所に掲示しておく必要があります。

## (４) 看板

選挙運動用自動車に取り付ける場合の看板の規格は、縦(長さ)２７３センチメートル、横(高さ)７３センチメートル以内となっています。

## (５) 許可申請書

選挙運動用自動車に候補者の看板又は拡声機等を車外に設置する場合は、川本警察署に届出が必要な場合があります。届出の可否については川本警察署で確認を受けて下さい。

## (６) 乗車人数

自動車に乗車できる人数は、候補者、運転手（１人に限る。）、乗車用腕章を着けた運動員４人以内です。

# ５．街頭演説

## (１) 標旗

街頭演説は、必ず止まって選挙管理委員会が交付する標旗を掲げて行なわなければいけません。ただし、午後８時から翌日の午前８時までの間に行うことは禁止されています。

街頭演説において、選挙運動の従事者は、候補者１人につき１５人を超えてはいけません。

## (2) 腕章

街頭演説を行う運動員は、選挙管理委員会が交付する選挙運動用腕章又は乗車用腕章を着用しなければなりません。

## (3) ポスター・立札、文書図画

街頭演説をする場所では、選挙運動用自動車に取り付けられている看板等以外の看板の類は一切使用できません。

# 6. ポスター掲示場

公営のポスター掲示場を設置しますので、所定の場所にポスターを掲示することができます。

## (1) ポスターの規格等

ポスターの規格は、長さ42センチメートル、幅40センチメートル以内で、掲示するポスターには、その表面に掲示責任者及び印刷者の住所、氏名（法人にあつては名称）を記載しなければなりません。

## (2) 掲示場箇所数

美郷町の掲示場は、80箇所です。（箇所は別紙一覧表のとおり）

# 7. 選挙運動用通常葉書

## (1) 葉書使用証明

選挙運動のために頒布できるのは通常葉書だけです。頒布できる枚数は、町長選挙では2500枚までです。

立候補届出の際に町選管から交付する「選挙運動通常葉書使用証明書」を日本郵便（株）に提示して日本郵便（株）が発行する葉書の交付を受けてください。また、私製葉書にあらかじめ印刷しておくことはできます。

発送するときは、「選挙運動用通常葉書差出票」（様式33）を添えて日本郵便（株）が定めた窓口に差し出すことができます。

同一世帯内の夫婦等に対し連名で出すことは差し支えありませんが、会社等選挙人の多数集合しているところに対し「〇〇会社御中」等と記載し郵送することは、文書の回覧、掲示の禁止に触れることになります。

# 8. 選挙運動用ビラ

## (1) ビラの規格と枚数等

ビラの大きさは、長さ29.7センチメートル、幅21センチメートル

（A 4 版）の規格のもの 2 種類以内で、候補者一人につき 5, 0 0 0 枚が限度です。その表面に頒布責任者及び印刷者の住所、氏名（法人にあつては名称）を記載しなければなりません。また、ビラには、選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければ頒布できません（様式 3 5）。

## （2）届出と頒布方法

頒布しようとするビラの見本を添えて、選挙管理委員会に届出おくことが必要です（様式 3 4）。また、頒布の方法は、どこでも配ってよいというものではなく、新聞折込み、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布に限られます。

## 9. 個人演説会

### （1）開催申出

公営施設（選挙管理委員会が指定する施設）を使用して、個人演説会を開催するときは、開催日 2 日前までに、個人演説会開催申出書（様式 3 0）を提出して下さい。

施設使用に際しては、事前に施設管理者に使用可能の是非を確認しておいて下さい。

## 10. 新聞広告

### （1）掲載資格証明書

候補者は選挙運動期間中（立候補の届出をしたときから選挙期日の前日まで）2 回に限り、いずれか 1 つの新聞に一定寸法（横 9. 6 cm、縦 2 段組）以内で選挙に関して広告を行うことができます。同じ新聞に 2 回掲載することも、別々の新聞に 1 回ずつ掲載することもできます。

掲載の手続きは、町選管が交付する「新聞広告掲載資格証明書」（様式 3 1）を新聞社へ広告原稿とともに提出する必要があるので、申し出てください。ただし、掲載に係る費用は候補者負担となります。

## 11. 出納責任者

### （1）選任および異動等

出納責任者は、選挙運動費用の収支について一切の責任を負い、費用面について全面的な責任と権限を持つ人のことで、原則として出納責任者でなければ費用の収支はできません。

出納責任者を一人選任し、直ちに届け出てください。一般的には、候補者が選任しますが、候補者が自ら出納責任者となったり、または推薦届出者が候補者の承諾を得て出納責任者を選任したり、自ら出納責任者になることもできます。

また、異動や解任など、次に掲げる事項が発生した場合にも必ず届出が必要です。

①異動

出納責任者に異動が生じた場合。

②解任

出納責任者の選任者が、出納責任者を解任するとき。（推薦人が解任する場合には候補者の承諾が必要です。）

③辞任

出納責任者が辞任するとき。

④職務代行

出納責任者が諸々の事由によって不在となった場合は、その職務を代行すべき者（選任者、候補者）が代わってその職務を行わなくてはなりません。

また、職務代行の必要がなくなり代行を止めたときも届出が必要です。

(2) 最高額

出納責任者の選任者と出納責任者は、文書（様式22）で出納責任者の支出できる金額の最高額（法定制限額以内）を定め、これに署名しなければなりません。なお、この文書は届け出る必要はありません。

**選挙運動に関する制限額は、選挙の期日の告示日に告示**します。

参考

法定制限額＝A＋固定額（1,300,000円）

※A＝告示日の選挙人名簿登録者総数×110円

〔※例 9月1日現在の選挙人名簿登録者数により試算（百円未満切り上げ）〕  
3,405人×110円＋1,300,000円＝1,675,600円

12. 選挙運動員又は労務者に対する報酬・実費弁償の額

(1) 報酬の支給

選挙運動員中、専ら選挙運動に関する事務に従事する者、いわゆる「うぐいす嬢」のように選挙運動用自動車の上において、連呼行為等の選挙運動を行うことを専らとする者（車上等運動員）に報酬を支給するためには、候補者がその旨を使用する前に予め届出書（様式２３）により届出なければなりません。（労務者は除きます。）

報酬を受けることができる者は、届出をしてから選挙期日の前日まで、１日につき９人以内です。ただし、届出をしてから選挙期日の前日までの期間を通じて、延べ人数４５人までは、異なる者を届け出て報酬を支給することができます。

## （２）選挙運動員・労務者に対する報酬・実費弁償の額

選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者１人に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額は、次に掲げる額とする。（法１９７の２、令１２９）

ア、選挙運動に従事する者１人に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額

### ① 報 酬・選挙運動のために使用する事務員

１人１日１５，０００円以内

・専ら選挙運動用自動車における選挙運動のために使用する者

１人１日２０，０００円以内

ただし、超過勤務手当を支給することはできない。

### ② 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

### ③ 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額

### ④ 宿泊料 （食事料２食分含む。）１夜につき２３，０００円

### ⑤ 弁当料 １食につき１，５００円 １日につき４，５００円

ただし、選挙運動に従事する者に弁当を提供した場合には、その者に実費弁償として支給できる弁当料は、１日あたりの弁当料の制限額（４，５００円）から提供した弁当の実費相当額を差し引いた額の範囲です。

又、選挙事務所において提供できる弁当の数は、候補者１人あたり４５食に、選挙期日の告示日から投票日前日までの日

数を乗じた数の範囲以内であれば、どのような配分によって提供しても自由です。

⑥ 茶菓料 1日につき1,000円

イ、選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額

① 報酬基本日額 10,000円以内

② 超過勤務手当

1日につき基本日額の5割以内

なお、労務者に対して弁当を提供した場合は、労務者に支給すべき報酬の基本日額から弁当の実費に相当する額を差し引いたものを支給しなければならない。

③ 鉄道賃、車賃 アの②③に掲げる額

④ 宿泊料（食事料を含まない。） 1夜につき20,000円

実費弁償及び報酬の額

| 区 分             |                                                    | 1 人に対し支給することが出来る実費弁償の額の基準                                                      | 1 人に対し支給することができる報酬の額の基準                                   | 備 考                                                                          |
|-----------------|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 選挙運動に従事する者      | 一般の選挙運動員                                           | イ 鉄道賃 鉄道旅行の<br>路程に応じた旅客運賃の<br>実費額                                              | 報酬を支給することはできない。                                           | 候補者 1 人についての 1 日当たりの報酬を支給することができる者の員数<br><br>町長選挙にあつては 9 人                   |
|                 | 選挙運動のために使用する事務員                                    | ロ 船賃 水路旅行の路程に応じた旅客運賃の実費額                                                       | 1 人 1 日につき<br>1 5, 0 0 0 円以内                              |                                                                              |
|                 | 専ら車上又は船舶上における選挙運動のために使用する者<br>(いわゆる「うぐいす嬢」等の車上運動員) | ハ 車賃 陸路旅行旅程に応じた実費額<br>ニ 宿泊料 (食事料 2 食分を含む。)<br>1 夜につき 2 3, 0 0 0 円              | 1 人 1 日につき<br>2 0, 0 0 0 円以内                              |                                                                              |
|                 | 専ら手話通訳のために使用する者                                    | ホ 弁当料<br>1 食につき 1, 5 0 0 円、<br>1 日につき 4, 5 0 0 円<br>ヘ 茶菓料<br>1 日につき 1, 0 0 0 円 |                                                           |                                                                              |
| 選挙運動のために使用する労務者 |                                                    | イ 鉄道賃、船賃及び車賃それぞれ上のイ、ロ及びハに掲げる額<br>ロ 宿泊料 (食事料を除く。)<br>1 夜につき 2 0, 0 0 0 円        | イ 基本日額<br>1 0, 0 0 0 円以内<br>ロ 超過勤務手当<br>1 日につき基本日額の 5 割以内 | 弁当料、茶菓料は支給することができない。<br>基本日額とは日当の意味であり、1 0, 0 0 0 円という額は 8 時間労働に対し支給するものである。 |

### 13. 選挙運動費用収支報告書

#### (1) 提出書類

出納責任者は、提出期限までに選挙運動費用収支報告書（様式 2 4）に以下の書面を添付して提出してください。

ア、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他支出を証明すべき書面の写し。

イ、領収書を徴しがたい事情のあった支出の明細書（様式 2 5）

#### (2) 提出期限（法 189）

ア、(f) 選挙期日の告示の日前まで、(i) 告示の日から選挙期日まで、(r) 選挙期日後になされた収支については、これを併せて清算し、選挙期日後 15 日以内の午後 5 時までに提出してください。

イ、精算届後において行われた収支については、その収支があった日から 7 日以内に第 2 回分として前回の合計額に加算して提出してください。

#### (3) 収支報告書の公表（法 192）

報告書を受理したときは、選挙管理委員会は、報告書の要旨を公表しなければならないことになっています。

この報告書は、受理された日から 3 年間保存され、この間何人も閲覧することができます。

#### (4) 帳簿・書類等の保存

出納責任者は、会計帳簿、明細書、領収書その他の支出を証する書面を、報告書提出の日から 3 年間保存する義務があります。

#### (5) 記載要領

##### ① 収入の部

##### ・ 選挙運動に関する収入

金銭の収受だけでなく、物品その他財産価値のある物の収受、あるいは、それらのものを利用する利益の享受も収入となります。（自動車、家屋等の無償供与等）また、収受の約束の承諾又は約束だけでも収入と見なされます。

##### ・ 選挙運動に関する寄付

寄付も収入の一種ですが、寄付とその他収入と区別して記載する必要があります。

ア、種別欄には、寄付金その他収入の区別を明記してください。

イ、1 件 10,000 円以上のものについては、各件ごとに記載し、それ未満のものについては、種別ごとに各収入日における合計額を、一つの

欄に記入してください。

ウ．建物、車、飲食その他金銭以外の財産上の利益を使用し、もしくは消費したときは、時価に見積もった金額を記載してください。

エ．金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日現在において記載するものとしてその旨ならびに履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載してください。

## ②支出の部

支出には、金銭支出ばかりでなく、財産的利益の消費も含まれます。（選挙事務所の無償貸与等）。これらも寄付として収入に計上すると共に支出にも計上しなければいけません。

ア．立候補の準備行為に要した経費も支出として計上してください。

イ．選挙運動費用と日常生活費は区分が難しいですが、日常生活費は支出に計上する必要はありません。（候補者の日常の飲食費等）

ウ．区分欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記してください。

エ．「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、選挙事務所借り上げ料、ポスター印刷代）、員数等を記載してください。

## （６）支出区分

支出の費目は次のように区分し、費目ごと月日順に記載してください。

| 費目  | 内容                                                    |
|-----|-------------------------------------------------------|
| 人件費 | 労務者及び選挙運動員に対する報酬                                      |
| 家屋費 | ①選挙事務所（その備品の借り上げ料、電話架設費等）<br>②集合会場費（個人演説会場の借り上げ料と備品代） |
| 通信費 | 事務連絡用品、借り上げ料、通話料                                      |
| 交通費 | 選挙運動員、事務員、労務者の交通費                                     |
| 印刷費 | 選挙運動用ポスター、はがきの印刷費等                                    |
| 広告費 | 立て札、看板、提灯、拡声器等                                        |
| 文具費 | 紙、鉛筆、インクその他の選挙運動のために使用した消耗品                           |
| 食糧費 | 湯茶、菓子、弁当の費用                                           |
| 休泊日 | 休憩、宿泊に要した費用                                           |
| 雑費  | 光熱水費等の費用                                              |

#### 14. 選挙立会人

##### (1) 届出

候補者は選挙会に立会わせるため、選挙人名簿に登録されている者1人を本人の承諾を得て選挙期日の3日前の10月22日(木)午後5時までに文書(様式16)で届出ることができます。

##### (2) 選定

届出のあった立会人が10人を越える場合は、くじで10人とし、その10人の内に同一の政党(政治団体)に属する候補者の届出による者が3人以上ある時は、その3人についてくじで2人に限定することになります。これらのくじは、10月22日(木)午後5時30分からみさと館において行ないます。このくじに候補者又は代理人が立会えます。

## 第4 当選人の確定

#### 1. 投票が行われた場合

選挙長は、選挙会と開票事務を併せて10月25日(日)午後8時から開き、選挙立会人立会の上、各候補者の得票総数を調べて次の原則により当選人とします。(法95)

- (1) 有効投票の最多得票者を当選人とします。(定員1名)
- (2) ただし、有効投票総数の4分の1の得票がなければなりません。
- (3) 得票数が同数の場合、選挙会において選挙長がくじで定めます。(法95)

#### 2. 無投票の場合

選挙長は、選挙の期日から5日以内に選挙会を開いて、届出のあった候補者をもってこれを当選人とします。

## 第5 当選証書付与

当選証書付与式を10月26日(月)午前10時からみさと館多目的室(3F)に開き、当選人に当選証書の付与を行います。

## 第6 供託物について

### 1. 供託物の返還請求

(1) 直ちに返還請求することができる場合（争訟があった場合を除く）

- ① 候補者が選挙期日の投票開始時間までに死亡した場合
- ② 公職選挙法第103条第4項の規定により、公務員となったために候補者であることを辞したものとみなされるに至った場合。

(2) 選挙または当選の効力が確定した後、返還請求ができる場合

- ① 候補者の得票数が有効投票総数の10分の1を超える場合
- ② 無投票当選の場合
- ③ 選挙の全部が無効となった場合

### 2. 供託物の没取

次に該当する場合は、いずれも供託金は没取されます。

- ① 候補者の得票数が10分の1に達しない場合
- ② 候補者が立候補を辞退した場合
- ③ 候補者が立候補禁止の公職に就いたため立候補を辞退したとみなされる場合、又は届出が却下された場合